

公休日ノ除キ外勤日数二月以内ノ者ニ支給ス事
 5. 年報中ノ子有ト多月給ニ付テモ給付スル場合ハ其
 6. 今同ノ年報ニ付テモ給付スル場合ハ其
 六経過概況

我工所ノ不況ニ對シテ是レノ如ク整理スルニ
 支拂ハ定一和何物知ラズ多指申付不仲一
 中七例ノ給付中ノ内規ニ付テモ同一重要ノ
 又工所ノ不況ニ對シテ是レノ如ク整理スルニ
 支拂ハ定一和何物知ラズ多指申付不仲一
 中七例ノ給付中ノ内規ニ付テモ同一重要ノ

- 七 労働者総数 五七九名
- 八 年報参加数 五七九名
- 九 組合加盟員数 上正何制工組合ニ加入者一五八ノ四名

十 組合干渉状況

- 1 指導組合 上正何制工組合ニ加入者
- 口 應援組合 東京印刷工組合
- 八 主ナル指導者又ハ應援者
 指導者 上正何制工組合 社内 社内 二役 社内 同 組合 者 此 際 本 社 務 本
 指導者 東京印刷工組合 社内 上 社 復 下 同 為 本 社 同 社 務 本

労働者組合は先般申上進二項に有る
 解決案は先般申上進二項に有る

日頃より及者申上進二項に有る
 解決案は先般申上進二項に有る

右の通り
 大正十五年九月

協賛会 労働部 中

